

熊本県公報

号外 第 14 号
平成 20 年 4 月 1 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○県土の景観形成に関する基本方針	(都市計画課) 1
○公共事業等景観形成指針	(") 2
○熊本県景観条例第 20 条の規定に基づき指定する地域	(") 6
○熊本県景観計画の策定及び熊本県景観条例の一部改正に伴う関連告示の廃止	(") 6
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 第 1 項第 6 号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項	(") 6
○農地法第 3 条及び第 6 条の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積の一部改正に係る告示	(農業経営課) 8
公 告	
○熊本県保健医療計画の変更	(医療政策総室) 8
○熊本県健康増進計画(第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン)の変更	(健康づくり推進課) 9

告 示

熊本県告示第 291 号

熊本県景観条例(昭和 62 年熊本県条例第 7 号)第 5 条の規定に基づき、県土の景観形成に関する基本方針を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

県土の景観形成に関する基本方針
私達は今、本当の意味での豊かさが求められる時代にいるが、真の豊かさは心の豊かさなしには実現できないし、心の豊かさは生活空間における優れた景観によって大きくはぐくまれる。

優れた景観は、郷土に対する誇りと愛着を生み出し、ひいては地域社会の活力を育てることにもつながるものである。

景観は、一朝一夕に形成されるものではなく、長期にわたる着実な努力の積み重ねが必要であるが、反面損なわれやすいものでもある。

私達のふるさと熊本は、雄大で多様な自然、豊かな緑と水、長い歴史の中で人々が培った風土に恵まれ、個性豊かな地域の環境や文化を形成してきた。

真に豊かな明日の熊本を開くためには、この美しい熊本の景観を守り育てていかなければならない。先人が守り育てたこの景観を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくことは、現代に生きる県民一人一人の責務である。また、行政は自ら範を示すとともに、県民の景観形成活動を誘導し、援助する責を負っている。

したがって、行政と県民が一致協力して、熊本らしい景観と緑豊かな快適な環境の保全と創造に努め、真に豊かな熊本の実現を目指すため、ここに県土の景観形成に関する基本方針を定める。

1 景観形成の基本目標

県土の景観形成を進めていくための基本目標は、次のとおりとする。

(1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を活かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着を持つことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。

(2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。

日常生活を快適なものとするため、調和のとれたまちなみや緑と水を生かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

2 景観形成の基本的観点

基本目標の達成を目指して、次のような基本的観点に基づいて県土の景観形成を進める。

- (1) 自然との調和
景観は自然的要素と人工的要素の複合体であり、景観が良好であるためには、両者の調和が重要である。
したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、県土に存在する多種多様な自然的景観要素と、人間活動がもたらす様々な人工的景観要素との調和を図る。
- (2) 歴史との調和
私達のふるさととは、それぞれの地域で、長い歴史と伝統に支えられ、日々の生活の中で培われてきたまちなみや集落などから成っている。
したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、このような長い歴史の中でつくられた個性ある景観と、これからつくり出される新しい景観との調和を図る。
- (3) ユニバーサルデザインの視点
景観は多種多様な要素から形成されているが、中でも建築物、道路、河川における工物等的人工的構造物は景観形成に大きな位置を占めている。
したがって、県土の良好な景観形成を図るため、これらの人工的構造物の築造に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。

3 景観形成の方策

熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるための方策として、次のようなことを重点的に進める。

- (1) 景観形成の誘導・推進
県土の景観は、公共的空間とそれ以外の私的空間における景観形成活動により形成される。
県土の優れた景観形成を図るため、県は自ら行う公共事業等においては先導的役割を果たすよう務めると同時に、住民が行う私的空間における景観形成行為に対しては指導・助言するとともに積極的援助を行う。
- (2) 景観形成に関する合意の形成
優れた景観は、県民一人一人の意識の向上に待つところが大きくその上にはぐくまれるものである。
このため、景観教育の推進、行政と県民が一体となったキャンペーンの展開など総合的な啓発施策の幅広い展開を図りながら、県民の景観形成に関する合意形成を進める。
- (3) 景観形成活動の推進
優れた景観は、地域住民の自発的な行動により形成されることが望ましい。
このため、住民が行う景観形成のための協定や運動に対し、積極的に援助・協力をを行い推進する。

熊本県告示第 292 号

熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 11 条の規定に基づき、公共事業等景観形成指針を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公共事業等景観形成指針

第 1 目的

県土の景観は、公共的空間と私的空間における景観形成活動により形成されるが、とりわけ公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しており、公共的空間における公共事業等の実施に当たっては、地域に応じた景観的配慮を行い県土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要がある。このため、県土の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について景観形成のための指針を定めるものとする。

第 2 適用の範囲

この指針は、県下で実施される第 5 に掲げる施設の公共事業等について適用するものとする。ただし、景観形成のための配慮の度合いについては、地域の実情や景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとする。

第 3 基本的事項

県下で行われている公共事業は、広範多岐にわたっており、この公共事業の在り方が県土の優れた景観形成にとって、大きな役割を果たすものと考えられる。
したがって、公共事業等について、県土の景観形成を図る上での基本的な事項は、次のとおりとする。

- 1 公共事業、公共施設の建築等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。
- 2 地域の個性を生かした文化の香り高いものを目指す。
- 3 周囲との調和及び事業間の境界領域における調和に配慮する。
- 4 親水・親緑空間について配慮する。
- 5 将来の維持管理について配慮する。

第4 共通事項

施設別景観形成指針の共通事項は、次のとおりとする。

1 のり面

のり面は、地形、視点場等を考慮して、できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、緑化に努める。なお、安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化に努め、周辺との調和に配慮する。

2 擁壁

擁壁の形態は、周辺と調和するように配慮するものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

3 護岸

護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間の確保や周辺との調和に配慮したものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周辺を緑化し、周辺との調和に配慮する。

4 防護柵

防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺の景観と調和したものとし、必要に応じて柵の周辺については緑化に努める。

5 舗装

舗装は、画一化せず、それぞれ周囲の状況や用途に応じた素材の活用等周辺の景観と調和したものとするよう配慮する。

6 標識・公共広告物

設置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は周辺に調和するよう配慮する。

7 照明施設

形態、意匠及び色彩については、落ち着いたものとするとともに、周辺との調和に配慮する。

8 緑の保全と緑化

- ・ 良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。
- ・ 良好な景観を形成している樹木等は、できるだけ伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。

9 景観に配慮した占用行為

道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為にあつては、周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

10 維持管理

公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。

第5 施設別景観形成指針

1 道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を図ることを目的としているが、沿道には自然、田園、町並みなど多種多様な景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。

特に都市部の道路にあつては、沿道の建築物、広告物等における景観配置が重要であり、沿道の町並みと調和のとれた道路構造や緑を生かした道路景観に配慮する。

なお、都市間や地域内道路にあつては、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽等に配慮し、周辺の集落、田園、山等と調和のとれた緑豊かな道路の景観形成を図る必要がある。

（配慮事項）

(1) 路線の選定

都市間や地域内道路の路線選定において、良好な景観を損なわないようにするとともに、長大のり面などの構造物ができる限り目立たないような路線選定を行い、周辺の景観に配慮する。

(2) トンネル

路線の一部をトンネルとする場合の坑口の構造及び形態は、周辺との調和に配慮したものとする。

(3) 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における信号機柱、標識、電柱、照明施設等については、可能な限り整理統合し、周辺の景観に配慮する。

(5) 歩道及び自転車道

- ・ 植樹柵の形態、意匠及び色彩については、個性と統一性を持たせる。
- ・ ストリートファニチュア等の設置に当たっては、形態、意匠及び色彩について、周辺の景観に配慮する。

(6) 歩道橋

形態、意匠及び色彩は、周辺と調和のとれた個性あるものとし、橋の取付部等は、必要に応じて緑化するよう努める。

(7) 緑の保全と緑化

- ・ 都市部の道路にあつては、可能な限り連続した植樹帯を設け、その他の地域の道路にあつても必要に応じて植樹帯等で緑化を図る。また、中央分離帯や交通島についてもできるだけ緑化するように努める。
- ・ 都市間や地域内道路にあつては、ポイントとなる地点や余裕地は、ポケットパークとして緑化修景し、憩いの空間を創造するように努める。

2 橋りょう

橋は、その地域のシンボルとして景観形成上重要な施設である。

橋は、人や車の通行だけでなく、水に浮かぶ風景としての役割を演じ、水や緑、周囲の町並みと調和のとれた個性あるものとする必要がある。

(配慮事項)

(1) 橋りょう本体

橋の構造、意匠、素材及び色彩については、地域の特性を生かすよう配慮するとともに、周辺との調和にも配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

意匠や色彩については、個性的であるとともに、橋りょう本体との調和に配慮する。

(3) 橋の保存及び改修

良好な景観的形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えにあたっては、歴史的背景や利用形態を把握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

(4) 緑の保全と緑化

橋のたもとには、できるだけ緑化を図る。

3 河川

河川は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水及び利水の両面から私達の生活に大きな利便や影響を与えてきた。

また、河川は、動物及び植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間としての河川の景観形成を図る必要がある。

(配慮事項)

(1) 護岸

構造及び形態は、地域の特性を生かしたものとし、治水上支障のない範囲において親水、緑化、生態系保全を図るように配慮し、特にポイントとなる素材については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) 高水敷の利用

高水敷は、積極的に緑化を図るとともに、河川と人が触れ合う場所として高水敷を利用した広場や公園化などに配慮する。

(3) 樋門

形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 緑の保全と緑化

堤防ののり面には、安全上支障がない範囲においてできる限り緑化を図るものとする。

4 ダム・堰堤(砂防・治山)

ダム・堰堤は、治水、利水、治山を始めとして、広く流域の住民生活に大きな影響を与え、自然の中の人工構造物として、自然との調和に配慮する必要がある。

なお、貯水ダムにあつては、景観形成の観点からダム周辺の緑化を図り、レクリエーション機能としての休憩施設、親水施設、遊歩道を整備し、人々に潤い、やすらぎを与える場所の一つとして周辺の景観と調和するよう配慮する必要がある。

(配慮事項)

(1) 位置及び形式

位置や形式については、できる限り周辺の自然景観に溶け込むよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

景観上大きな要素となるダム周辺や堰堤ののり面及び擁壁の周囲については、できる限り緑化や植栽に努める。

(3) 緑の保全と緑化

緑と水辺を創造するため、ダム周辺の余裕地等には質の高い植栽や公園化など親水空間に配慮する。

5 港湾・漁港

港湾・漁港は、その規模や機能は多様であり、様々な人々の出入りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い。

それぞれの港は、地域ごとの個性や情緒を持っており、その中に立地する人工構造物については、これらの個性や情緒を尊重し、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とするとともに、余裕地については緑化や公園化を図り、人々の憩いの空間づくりをする必要がある。

(配慮事項)

(1) 港の施設(防波堤、岸壁、堤防等)

港の施設は、周辺環境を考慮し、親しみやすい構造となるよう配慮する。

(2) 建築物

- 待合所等を始めとする建築物の意匠及び色彩については、周辺との調和に配慮し、周辺はできる限り緑化に努める。
- (3) 緑の保全と緑化
港湾及び漁港の区域内の余裕地には、できる限り周辺景観との調和に配慮した植栽を行い、公園化を図る。
- 6 海岸
海岸は、漁業を始めとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然との触れ合いや心に潤いを求めることのできる場所となっている。
また、海岸は、動物や植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めるとともに、人工海岸の構造物の築造に当たっては、景観上の配慮や緑を生かした親水空間として整備していく必要がある。
- (配慮事項)
- (1) 堤防
堤防の構造や前面に設置される消波ブロック等については、周辺との景観に調和するように配慮する。
- (2) 護岸
海と親しむ護岸とするため、人々が憩う所では、できるだけ階段、緩勾配等の親水護岸とし、併せて海浜遊歩道等の整備も配慮する。
- (3) 海浜
自然海浜は、できるだけ残すようにするとともに、海浜公園や海洋レクリエーションとしての人工海浜の整備については、周辺の景観に配慮する。
- (4) 緑の保全と緑化
海岸区域内の余裕地や堤防の安全上支障がないと認められるのり面等については、できる限り緑化や植栽などを図り、憩いの空間を創造するよう努める。
- 7 都市公園等
都市公園等は、日常生活や地域コミュニティの場として地域住民と密着した公園にするるとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必要がある。
また、公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周囲との調和や連続性を考慮した公園づくりが必要である。
- (配慮事項)
- (1) 地域性を生かした公園
自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。
- (2) 施設
遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材に配慮し、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。
- (3) 建物
公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周辺との調和に配慮する。
- (4) 垣、柵
材料は、できるだけ生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。
- (5) 緑の保全と緑化
周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。
- 8 公共建築物
公共建築物は、行政サービス施設を始めとして、集会施設、学校施設、公共住宅、処理施設など様々な施設があり、多くの人々が訪れ、また集まる所である。
これらの公共建築物は、開放的で明るく、気軽に入れると同時に、建物は、敷地境界線から極力後退させ、公共空間を広く利用し、敷地全体が公園的な景観となるような緑あふれる、潤いとやすらぎに満ちた施設とし周囲の景観に配慮する必要がある。
- (配慮事項)
- (1) 建築物
- ・ 配置
建物の配置は、道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とし、敷地内にある樹姿、樹勢が優れた樹木は、修景に生かすよう配慮する。
 - ・ 意匠
周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。また、外壁、屋上等に設ける設備は露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
 - ・ 色彩
色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。
 - ・ 材料
外装に使用する材料は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
 - ・ 敷地の緑化
敷地内は、極力緑化に努める。なお、建築物と周辺景観との調和を図るため、樹種の選定や樹木の配置を考慮した植栽を行うよう努める。
- (2) 門及び塀
- ・ 位置

- 道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とする。
- ・ 意匠
周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
 - ・ 色彩
色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。
 - ・ 材料
周辺の景観と調和するような材料を使用すること。なお、道路に面して設ける塀は、可能な限り樹木（生け垣）を使用するよう配慮する。
 - ・ 緑化
塀の周囲については、極力緑化に配慮する。
- (3) 附帯施設（ゴミ焼却炉、ゴミ置場、浄化槽等）
- ・ 位置、意匠、色彩、材料、緑化
附帯施設の位置、意匠、色彩及び材料については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲については、極力緑化に努める。

熊本県告示第 293 号

熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 20 条の規定に基づき指定する地域は、次の表のとおりとする。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

市町村名	地 域
天 草 市	天草町の全域
錦 町	全域
五 木 村	全域
苓 北 町	全域

熊本県告示第 294 号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (1) 昭和 62 年 10 月 1 日熊本県告示第 662 号（県土の景観形成に関する基本方針）
- (2) 昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 271 号（熊本空港周辺景観形成地域の指定）
- (3) 昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 272 号（熊本空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画）
- (4) 昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 273 号（熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準）
- (5) 平成元年 3 月 31 日熊本県告示第 281 号の 2（南阿蘇景観形成地域の指定）
- (6) 平成元年 3 月 31 日熊本県告示第 281 号の 3（南阿蘇景観形成地域の景観形成に関する基本計画並びに南阿蘇景観形成地域における景観形成のための基準）
- (7) 平成 2 年 9 月 30 日熊本県告示第 665 号（天草景観形成地域の指定）
- (8) 平成 2 年 9 月 30 日熊本県告示第 666 号（天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成のための基準）
- (9) 平成 7 年 1 月 31 日熊本県告示第 62 号の 2（人吉市景観形成地域の指定）
- (10) 平成 7 年 1 月 31 日熊本県告示第 62 号の 3（人吉市景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成基準）
- (11) 平成 10 年 4 月 30 日熊本県告示第 355 号の 2（牛深景観形成地域の指定）
- (12) 平成 10 年 4 月 30 日熊本県告示第 355 号の 3（牛深景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成基準）
- (13) 平成 12 年 3 月 31 日熊本県告示第 282 号（水俣・芦北景観形成地域の指定）
- (14) 平成 12 年 3 月 31 日熊本県告示第 283 号（水俣・芦北景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成基準）
- (15) 昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 274 号（特定施設届出地区の指定）
- (16) 平成元年 3 月 31 日熊本県告示第 281 号の 4（特定施設届出地区の指定）
- (17) 平成 2 年 9 月 30 日熊本県告示第 667 号（特定施設届出地区の指定）
- (18) 平成 3 年 3 月 31 日熊本県告示第 280 号の 3（特定施設届出地区の指定）
- (19) 平成 5 年 4 月 30 日熊本県告示第 375 号（特定施設届出地区の指定）
- (20) 平成 7 年 6 月 30 日熊本県告示第 481 号（特定施設届出地区の指定）
- (21) 平成 9 年 11 月 28 日熊本県告示第 850 号（特定施設届出地区の指定）
- (22) 昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 275 号（特定施設景観形成基準）
- (23) 昭和 62 年 10 月 1 日熊本県告示第 663 号（大規模行為景観形成基準）

熊本県告示第 295 号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 56 号）別表第 6 第 1 項第 6 号

の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

山都町の区域における屋外広告物に関する事項

1 特定施設及び附帯施設に係る基準

(1) 対象区域 次の表のとおり

路線名	始点	終点	区域の範囲
国道 218 号	町道白小野鶴越線との交点	県道河内矢部線との交点	路端から両側 20メートル以内

(2) 対象行為 特定施設（熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 2 条第 5 項に規定する特定施設をいう。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でこの敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 色彩については、できるだけ多色使用を避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。

2 大規模行為に係る基準

(1) 対象区域 山都町の区域

(2) 対象行為 大規模行為（熊本県景観条例第 2 条第 6 項に規定する「大規模行為」をいう。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（前項第 2 号に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	意匠 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第 296 号

昭和 46 年 8 月 14 日熊本県告示第 719 号（農地法第 3 条及び第 6 条の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積）の一部を次のように改め、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

本文中「平成 16 年 9 月 3 日」を「平成 20 年 4 月 1 日」に改める。

1 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の表中

区 域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡、天草郡のうち有明町、栖本町、新和町、五和町、河浦町	0.5 ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、上天草市、芦北郡、天草郡のうち御所浦町、倉岳町、苓北町、天草町	0.4 ヘクタール
菊池市	0.2 ヘクタール

」を

区 域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市（旧菊池市を除く。）、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡	0.5 ヘクタール
水俣市、上天草市、天草市、芦北郡、天草郡	0.4 ヘクタール
菊池市（旧菊池市）	0.2 ヘクタール

」に

改める。

2 農地法第 6 条第 1 項第 2 号の面積の表中

区 域	面 積
阿蘇郡（長陽村大字立野を除く。）、菊池郡のうち大津町大字外牧、錦野、岩坂	1.4 ヘクタール
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡（大津町大字外牧、錦野、岩坂を除く。）、阿蘇郡のうち長陽村大字立野、上益城郡、八代郡、球磨郡	1.0 ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、上天草市、芦北郡、天草郡	0.6 ヘクタール

」を

区 域	面 積
阿蘇郡（南阿蘇村大字立野を除く。）、菊池郡のうち大津町大字外牧、錦野、岩坂	1.4 ヘクタール
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡（大津町大字外牧、錦野、岩坂を除く。）、阿蘇郡のうち南阿蘇村大字立野、上益城郡、八代郡、球磨郡	1.0 ヘクタール
水俣市、上天草市、天草市、芦北郡、天草郡	0.6 ヘクタール

」に

改める。

公 告

熊本県公告第 228 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、熊本県保健医療計画を変更する。

なお、変更後の熊本県保健医療計画は、次の場所において縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

縦覧できる場所	所在地
熊本県情報プラザ	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県健康福祉部医療政策総室	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本市健康福祉局健康政策部健康福祉政策課	熊本市手取本町 1-1
宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (宇城保健所)	宇城市松橋町久具 400-1
玉名地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (有明保健所)	玉名市岩崎 1004-1
鹿本地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (山鹿保健所)	山鹿市山鹿 465-2
菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (菊池保健所)	菊池市隈府 1272-10
阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (阿蘇保健所)	阿蘇市内牧 1204
上益城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (御船保健所)	上益城郡御船町辺田見 400
八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (八代保健所)	八代市西片町 1660
芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (水俣保健所)	水俣市八幡町二丁目 2-13
球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (人吉保健所)	人吉市寺町 12-1
天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (天草保健所)	天草市今釜新町 3530

※ 上表のほか、変更後の熊本県保健医療計画は熊本県ホームページに掲載する。

熊本県公告第 229 号

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条の規定及び医療制度改革関連法の成立により熊本県健康増進計画（第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン）に変更する。

なお、変更後の熊本県健康増進計画（第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン）は、次のところにおいて一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

縦覧できる場所等	所在地
熊本県情報プラザ	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県健康福祉部健康づくり推進課	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本市健康政策部健康福祉政策課	熊本市手取本町 1-1
宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (宇城保健所)	宇城市松橋町久具 400-1
玉名地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (有明保健所)	玉名市岩崎 1004-1
鹿本地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (山鹿保健所)	山鹿市山鹿 465-2
菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (菊池保健所)	菊池市隈府 1272-10
阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (阿蘇保健所)	阿蘇市内牧 1204
上益城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (御船保健所)	上益城郡御船町辺田見 400
八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (八代保健所)	八代市西片町 1660
芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (水俣保健所)	水俣市八幡町二丁目 2-13
球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (人吉保健所)	人吉市寺町 12-1
天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (天草保健所)	天草市今釜新町 3530

※ 上表のほか、変更後の熊本県健康増進計画は熊本県ホームページに掲載する。

